

令和2年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和2年11月24日（火）
場 所 全建総連厚生会館 4階大ホール

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 10名 (欠席委員1名)

- ・向井会長、青山会長代行、板谷委員、宇佐美委員、桑原委員、小林委員、正村委員、中原委員、美谷添委員、山内委員

<県(事務局)> 9名

- ・萩巣林政部長、平井林政部次長、平野林政課長、長屋恵みの森づくり推進課長、久松県産材流通課長、伊藤森林整備課長、寺田治山課長、安達技術総括監、藤下100年の森づくり推進室長

2 議事

議第1号

- ・長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- ・木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について

その他

- ・Web会議システムによる森林審議会の開催について

3 配布資料

- ・森林計画制度と岐阜県森林づくり基本計画について……………資料1
- ・地域森林計画(樹立・変更)(案)の概要……………資料2
- ・第14次長良川地域森林計画書(案)……………資料3
- ・木曾川地域森林計画変更計画書(案)……………資料4
- ・揖斐川地域森林計画変更計画書(案)……………資料5
- ・宮・庄川地域森林計画変更計画書(案)……………資料6
- ・飛騨川地域森林計画変更計画書(案)……………資料7
- ・Web会議システムによる森林審議会の開催について……………資料8

4 議事録

15時15分開会

(事務局) ※安達技術総括監

それでは時間が参りましたので、ただ今から令和2年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます林政課の安達でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、初めに萩巢林政部長から会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※安達技術総括監

本日は、委員11名中、10名の方のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材がある場合がございますので、ご了承をいただきたいと存じます。

議事に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※安達技術総括監

それでは議事に入りますが、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会議の進行は向井会長にお願いいたします。向井会長、よろしくお願いいたします。

～向井会長あいさつ～

(向井会長)

それでは、本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。これより議事に入ります。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録の署名者に正村委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは1つ目の議事に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

それでは、審議事項の諮問文を事務局より朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第509号 令和2年11月24日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
令和2年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(向井会長)

はじめに、議第1号「長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について」並びに「木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」事務局からご説明をお願いします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

～資料1～7に基づき長良川森林計画区の地域森林計画の樹立及び木曾川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。今後は農林水産大臣への協議を行った後、樹立変更の公表を行うことを説明。)

(向井会長)

ただいま説明のありました「長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、ご質疑、ご意見はございませんか。

(青山会長代行)

20 ページの林道整備計画及び治山事業計画の計画変更について、一番上段の木曾川で

すが、開設が「増」、改良が「増」、舗装は「-」とあります。これは舗装のない林道を開設すると理解すればよろしいですか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

木曾川地域森林計画の変更案について21ページに細かく記載しておりますが、「-」は増減がないということです。林道整備計画の舗装という欄をご覧くださいますと、総量として83,190メートル分の舗装の計画がございます。これが変更前の数値と変わりなかったため、舗装自体の計画の増減がないという意味で、20ページの方には「-」と記載したものです。

(青山会長代行)

実際はあるということですね。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

はい、実際は10年間で8万メートルを超える延長の舗装が計画されています。

(中原委員)

100年の森づくり計画ということで、進めるわけですね。岐阜県における森林づくりの基本理念として三つの方針が明確にうたわれており、その二つ目に「森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業・木材産業の振興」ということが明文化されております。資料の4ページを見ると、30万8千ヘクタールの人工林を100年後には20万3千ヘクタールにするということで、大拡大造林時代に、植えてはいけないところにスギやヒノキを植えたことにより、林地の多面的機能の低下と、災害に弱い山づくりの一助になっていると判断して、そのような意味で緩やかにシフトさせるということはわかります。

一方私は専門林業をやっておりますので、木材価格が安くてということよりも、そうであるならば、最後のくだりで、去年、私が「ちょっと待った」をかけた早生樹の話がありますが、それをやるということは、従来、岐阜県では標準伐期齢は概ね60年とされていますから、そこまでは計画的に、また補助金等により健全な森づくりにするという政策を行ってきたと考えています。ということは、木材産業においては、森林配置計画として環境と木材生産の山を分けるということはわかりますが、これだけ多面的な、木材の利用が望めますし、その変化に対応しないと木材産業の振興がおぼつかない、いつまでたっても木が高くならなくてどうにもならない。どうにもならないということで、行政からの補助を受けながら全然建設的な技術革新やら、経営マネジメントシステムというのは生まれてこないということが、今日になっていると思います。ということは、ここで私が聞きたいことは、木材生産林の中でも、収穫期の早い早生樹、コウヨウザンというのは、植えてから100年後にならないと伐らないわけではないですよ。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

はい。20から30年で主伐できる樹種だと聞いております。

(中原委員)

標準伐期齢の60年の半分の収穫期の木を植えて収穫するというのであれば、従来のスギ、ヒノキと同じ場所、同じ方角、同じ土壌に植えても同じ結果とはならないことが考えられるため、配置区分以外に木材生産林の早期収穫、中期収穫、長期収穫という樹種選定並びにそれに対する補助制度、仕組み、規制、それらが無いことには全く意味をなさないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

まず100年先の望ましい姿へ誘導する森林配置計画ですが、100年後の数字を書いておりますが、100年間木が伐れないというわけではなく、100年かけて順々に、人工林や天然林を望ましい姿に変えていこうと考えるものです。木材生産林におけるスギやヒノキは標準伐期齢が35年から50年でございますけれども、その時期には主伐していただいても構わないですし、中原委員からご提案がありましたコウヨウザンについては、今計画では標準伐期齢の記載まではできませんでしたが、今後知見を得ながら、例えば、20年あるいは30年という標準伐期齢を定めて、短伐期での施業をしていただくようなことも考えております。また、これに付随する補助制度等についても、検討して参りたいと考えております。

(中原委員)

すいません。このような計画にするのであれば、収穫期を今までの標準伐期齢で60年。それに合わせて、植えた時から毎年下刈り、雪起こし、つる切り、間伐、枝打ちをやると言っていた。それをやるがために、木材価格の採算が合わず、伐ってもお金が残らないため、今度は植えられないという現実が起きているわけです。そうしたならば収穫期を早める、それによって資本投下率を少なくする。それで、収穫期の少なくとも標準伐期齢の半分になるから、新しい経済産業としての活路があるというふうに私は受けとめたのですが、その辺を考えた上で第一波として早生樹を持ってきているのかと私は聞いています。

(事務局) ※萩原林政部長

中原委員が仰るように、今の標準伐期齢が定められた背景には、拡大造林で当県が30万ヘクタールの人工林を作っていた時代の話でございます。これを20万ヘクタールにしていくということは、多様な収穫期を考えながら木材を収穫していくこととなります。なので標準伐期齢のあり方は検討しなければならず、実際に国と検討しているところでございます。先日も林野庁長官が岐阜県にいらっしやいまして、そういった話をしっかりしていかななくてはいけないと、例えばバイオマス林を作るのであれば、20年30年の短伐期。それから優良材を作るのであれば、100年から200年ぐらいの、伐期齢の森林を作っていかなければならないので、そのようなところというのは、上位計画である全国森林計画の方でしっかりと議論していただきながら、地域森林計画にも反映させていくということになるかと思っております。いただいた意見を大切に扱ってまいりたいと思っております。

(中原委員)

これはそういったことを踏まえて、第一段階として、先に見える、一番短い30年の時間軸でまずやってみましょうという考え方で進めているということで、その先には、さっき仰っていた、中長期というものも踏まえた構想があった上でのこの第一波であると理解してよいわけですね。

(事務局) ※荻巣林政部長

林野庁としっかり話をし、そのようになるよう、努力をしていきたいと思えます。

(中原委員)

続きましてもう一つ質問です。このコウヨウザンというのが早生樹として、今何となくもてはやされており、私からすると、あたかも万策尽きた林業行政の中において、早く収穫できますよ。30年という、住宅ローンの最大の期限と同じなのですね。要するに30年先だと自分のライフスタイルがある程度見えてくるというところで、よい着目だと思いますが、それが実は熱病に侵されたごとく、各都道府県がこぞってやっているわけです。コウヨウザンでなければならない理由は何かあるのでしょうか。スギ、ヒノキでは駄目なのではないでしょうか。といいますのは、スギ、ヒノキであったならば、ヘクタール当たり何千本植えて、30年の間にどういった管理をすれば30年後に成立本数がどれだけで、蓄積量が何立方出るっていうのは、専門林家として計算できます。ところがコウヨウザンに至っては、とんとわからないということで、ゼロ発進となるのであれば、スギ、ヒノキなども、バイオマス収穫用ということも、一つのやり方として、あってしかるべきではないかと思いますが、その辺の見解についてはいかがですか。

(事務局) ※伊藤森林整備課長

ご意見ありがとうございます。例えばバイオマス林造成については、必ずしも早生樹である必要はないというふうに思っております。特にスギなどですと、エリートツリーというものがございしますが、これは従前の成長よりも1.5倍以上の材積ができるというようなことで、これを上手に管理していけば、スギであってもバイオマス林造成が可能だと考えております。

(中原委員)

要はそういった取り組みが他都道府県も多いから早生樹のコウヨウザンをやることによって、他の都道府県と実験データを交換しながら、それを実際に可能なものに、新しくスギ、ヒノキ以外にもできるという判断での挑戦でもある。というふうに理解すればいいわけですね。

(事務局) ※伊藤森林整備課長

はい。仰るとおりでございます。新しい選択肢を増やすという考え方でございます。

(中原委員)

ありがとうございます。

(青山会長代行)

確認をさせていただきます。今の話は産業としての木材の取扱いというところにウエイトがのっていたわけですが、今回の100年の森林づくり計画の中には、岐阜県独自の森林ゾーニングとして、木材生産林としての森林、または環境保全林、環境に寄与することのできる森づくり、そうしたことに加えて、観光景観林、生活保全林という形になるわけですが、今議論されたのは、材として活用するということですが、トータル的にこの100年の森林づくり計画、ゾーニングという言葉を使っているわけですが、それはエリア的に、県内どこでも、今の早生樹を使っていくのか、そのようなところはここには明確には出てないわけですね。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

今回ご説明しておりますコウヨウザンについては、このゾーニングの中の木材生産林を考えております。と申しますのは、木材生産林とは、伐ってまた植えるということを繰り返す林であり、環境保全林というのは、どちらかと言いますと、針葉樹人工林を緩やかに広葉樹の林、天然林の林に移行するという位置付けでございますので、ゾーニングの中では木材生産林、産業での振興を担う樹種として考えているものでございます。

(青山会長代行)

100年の森林づくりというのは、100年後に立派な森林があるというイメージなのか、100年を一つの単位として、環境的にも優れたシステムが作られていく、これからまた200年300年と続いていく、それは伐って使って植えて育てるというサイクルを繰り返すという、その計画というとらえ方とは違うのでしょうか。私はそういうふうにとらえておりました。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

仰るとおりでございます。100年という表現は長期を表す数値として、100という数字を使っているところでございまして、200年300年とこのような木材生産林、環境保全林というゾーニングの中で、そういった森林を作っていくというものでございます。

(青山会長代行)

わかりました。

(正村委員)

今の説明を聞く中で、センダンやコウヨウザンは中原委員が言われたように、岐阜県内でいわゆる植えられる地域が限られているわけです。それを意識的にやっていくという話はわかるのですが、県北部の飛騨地域など冷涼な地域について、成長が早い樹種に転換するという考え方ではないですか。

(事務局) ※伊藤森林整備課長

北部地域について、循環利用できるとか短伐期で収穫できる樹種についてはまだ情報がないものですから、そのような情報を収集し適切なものがあれば対応していきたいと考えております。

(正村委員)

冷涼な地域であれば、カラマツなどは成長の早い樹種として知られており、知見がないというわけでもございませんが、いかがでしょうか。

(事務局) ※伊藤森林整備課長

はい。新規樹種ということでご回答させていただきましたので、仰るとおりカラマツについては、従前から比較的成長の速いという樹種で現在も植えられておりますので、こういったものも引き続き取り組んでまいりたいと思います。

(正村委員)

姿勢として先ほどから説明されているように、それをまずやってみるという話ではあるのだろうけれども、全体としてどういう位置付けを考えていらっしゃいますか。

(事務局) ※荻巣林政部長

今の意見は非常に重要な意見です。その辺になりますと施策展開の話になりますので、これは第4期森林づくり基本計画の政策体系の方でしっかりと位置付けてまいりたいと思います。先ほどから委員が仰るように、短伐期・中伐期・長伐期にしていくということはこれからの日本にとって非常に有効な施策の一手だと認識しております。具体的な伐期齢の話になりますと、どうしても森林法の関係で林野庁と話をしなければならないのですが、施策展開の方ですと、県独自でいろいろな施策を打てると思いますので、この辺は第4期の森林づくり基本計画にしっかりと書いて施策展開してまいりたいと思います。

(青山会長代行)

私ども中津川市から上松にかけて国有林がございます。そこは温帯性針葉樹林帯という、地球上の生態系の中でも非常に稀な温帯性の中に針葉樹林帯があるということで、国の方でこれから数百年かけて天然林を作っていこうという壮大な計画になりますが、この温帯性針葉樹林帯を保護し、そこで生態系がどのように変わっていくのか。まさにあの一帯は人工林でございますので、今まで作り上げられてきた人工林が進化をしていく中で天然林を作っていこうと。したがって岐阜県も大変南北に長い地域です。今の議論の中には、寒いからとか多少気温が違うとかではなく、地球の気候の中でのゾーニングといったものを作っていただくとインパクトがあり、発信していくうえでも非常に岐阜県の林業プラス環境、それに保全、そういった様々な中での深みが出てくるのではないかなという気がします。できれば、今言いました、私たちのところは温帯性針葉樹林帯、そうした植物、生態系の呼び方、気候の呼び方を絡めた中でゾーニングしていただけると、世界に発信が

できる森林ゾーンが作れるのではないかなという思いがあります。部長から、これからということを書いていただきましたので、そういう観点での切り口も入れていただけると、大変楽しい森林づくりに繋がっていくのではないかと思いますので、どうぞよろしく願います。

(事務局) ※平井林政部次長

どうもありがとうございます。大変学術的にも専門的にも見識の高いご指摘だったと思います。岐阜県も県有林などいろいろな山を使い、いろいろな試験地を設け、将来の展望について研究を進めているわけですので。しかし、県の方は私有林を対象にしておりますので、所有者の意思というのが最大のポイントでございます。中原委員のコウヨウザンの話もありましたとおり、森林所有者に選択の幅を広げていただき、所有者が自分の山はこうしていくのだと、私の木材生産林は、今まですぎだったけれども、もうすぎはいっぱいあるから、コウヨウザンに変えたい。そういう、所有者の意思を尊重するような方策に少しずつ変わってくるのかなということを考えております。今は「コウヨウザンしかないのか」という感じでございますけども、林野庁や他県の英知を結集し、もう少し多様な樹種の導入を検討し、針葉樹だけではなく、広葉樹も含めて多様な樹種を森林所有者に提案して、選択していただき、そういった形で木材生産林の永続性、ずっと便利なところは、木材を生産しましょうという意識づけをしていきたいと考えております。そちらの方は、基本計画の方で提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(中原委員)

そもそもこの100年の森林づくり計画というのは、穿った見方をする人は「100年先は誰も生きてないでしょう」ということなのです。行政が行う目先の中でのやりくりが、やはり国民生活に直結するということで、ともするとそういうものだと思います。ところが林業というのは植えてから100年以上の時間サイクルの中で考えなければいけないということで、従来は30年構想というのが多かったのですが、30年構想ではいけないでしょうと。ですから100年までの大きな時間軸の中でそれを小割にしながら、その時代情勢、環境に応じて変更していく。その一つの方法として、環境保全林と木材生産林の仕分けがあり、次に出てきたのが早生樹の産業です。私は環境家ではなく専門林業家なものですから、林業という観点を産業の切り口でとらえますと、まず民間の事業体や森林組合の人達がいなくなると、日本の山は管理不能になってしまい大変なことになります。それでなおかつ生業としてやらせていただくということで私たちはいるわけです。そのような中であって、バイオマス発電。岐阜県でも多々許認可がスムーズにおりて増えていると聞いておりますが、国の統計的データを見ても、製材だとか、集成材だとか、パルプだとか、いろんなカテゴリーに分けていくと、ここ5年間で急成長したニーズというのは、実は国産材の大半は製材で使っているものなのです。その中で、燃料用つまりバイオマス用に使っているものが、実は693万立方メートルあります。それは、従来はそういったものが製紙会社とかに納められたパルプです。パルプが465万立方メートルということで、それをもしのご状況になりました。これはエネルギー資源としての活用が期待されるまでに至っているということです。そういたしますと、そういったものに対してこの早生樹は、私に言

わせると30年の短伐期収穫というものは、エネルギー資源活用のための山づくり、木材づくりというふうに考えた方が貢献度が高く、それと儲からない採算の合わない山というものが産業として、ある部分独立できるということの確信を持っています。中部地区のエリアではバイオマスが平成27年で32万立方メートルのニーズだったのが、令和元年は68万立方メートルです。それは全体の比率でいうと、平成27年のときには、合板だとかパルプとか製材に使っていた木材の15%にあたります。ところが令和元年の68万立方メートルというのは、24%にまで比率が増えていますし、内容も増えているということになります。ですから、そのような観点から言いましても、より可及的速やかに「岐阜県はエネルギー資源を作る山づくりをします」ということを、国に向かって情報発信できるようなことをやる。これはそれほど難しく時間のかかることではないので、そのような方向を一つのセールスポイントとして打ち出していきたい。47都道府県で林政部が人事権と予算権を持ってやっているのは岐阜と長野だけです。ということは林野庁も岐阜県に期待することこれ多く、ですから非常にお忙しい長官が一昨日来てくださったのも、岐阜に対する期待と興味、どのようなことを今やっているのかということがあったからのことであるため、ぜひ、日本の林業のフロントランナーとしていくためにも、これは早急にそういった収穫、樹種、施業を変えていきます、従来のように60年たたなくていい、補助金もそれほど投下しなくても、十分回収ができるということ、施策としてぜひ打ち出していきたいことをお願い申し上げます。

(向井会長)

どうもありがとうございました。本当にたくさんの貴重で前向きなご意見をいただいたと思います。これにて議第1号につきまして、お諮りをしたいと思います。たくさんの建設的なご意見が出されていたのですが、基本的にこの議第1号に対する大きな反対意見というものはなかったと思いますので、議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨を答申してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(向井会長)

それでは、議第1号につきまして原案のとおり決定することを認める旨を答申することにいたしますので、答申文(案)の作成をお願いします。

～答申案の作成～

(向井会長)

それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文(案)朗読

(案)

岐森審第4号

令和2年11月24日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県森林審議会
会長 向井 譲

地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）

令和2年11月24日付け林第509号をもって諮問のありました下記について、
原案のとおり決定することを適当と認めます。

記

- 1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(向井会長)

ありがとうございました。ただいまの答申文について、異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(向井会長)

ありがとうございます。それではこの内容で答申することにいたします。以上で本日の審議いただく事項は終了いたしました。

引き続きまして、その他の議題に入ります。Web会議システムによる森林審議会の開催について説明をお願いいたします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長
～資料8に基づき「Web会議システムによる森林審議会の開催」について概要を説明～

(向井会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明についてのご質問や、ご意見はございますか。

(中原委員)

皆さんにお礼を言わなければいけないことを忘れておりました。私ども岐阜県林業経営者協会は今年創立50周年でありまして、10月の過日に今年オープンしたばかりのぎふ木遊館で、林政部の協力をいただき式典をさせていただきました。その折には、多くの皆様方のご厚誼を賜り、ご参加を賜りましたこと、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

ということで、林業関係の会議の際に全国区で集まることが多いのですが、林政審議会の場合は、当初一部リモートで実施していたのですが、これではいけないという意見が、参加者並びに林野庁の方からもあり、検討し直すべきだということで、通常の倍の大きさの会議室、林野庁ではなく内閣府の大会議室でやった経緯がございます。また日本林業協会では、学校の授業ではないのだから意見を交わすべきだということで、こちらも会場を倍の大きさのところを借りてやっております。大阪の日本林業同友会については、非常にご年配の方も多いということで、過半数が取れるように事務局が出席者を促し、実際に参加できるような、従来よりも大きい会議室で行い、会議の論議を十分尽くそうという形になっていることを参考までにご報告申し上げます。

(向井会長)

ありがとうございます。そういうご意見もあります。遠方から見える先生もいらっしゃいますので、完全にWeb形式だけではなく、できる限り参加できる方は参加していただくという形でというご提案だと思います。

私からも質問ですが、会長はその会場に必ず来ていないといけないのでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

できれば会長あるいは部会長には来ていただくことにしたいのですが、状況に応じて開催方法についてはご相談させていただきながら進めたいと思います。必ずしも出席されなくても、委員皆様の意思を確認できる手段があれば、可能だと考えております。

(正村委員)

中原委員にお聞きしたいのですが、私どもではZoomによる会議をよくやるのですけれども、これではいけないという理由は何があるのでしょうか。

(中原委員)

議論をよく「もむ」といいますが、いつもではないですけれども、そのようなときに、Zoomで出席している人はいるようではなかったり、退出してしまったりと、周知徹底がしきれてないというところもありました。日本林業協会の理事会では大きな事案があったものですから、少ない人数なのできちっとやるということで、12月に改めて行うということにもなりました。

(向井会長)

よろしいですか。そろそろ予定した時間になりましたが、他にご意見ございますか。

(小林委員)

施業面積のことは増減しているということがよくわかりました。菅総理からカーボンニュートラルという話が出ておりますが、森林面積と二酸化炭素の関係で聞きたいことは、例えば木材生産林については管理されたところですので二酸化炭素の換算もできると思いますが、環境保全林などの二酸化炭素の量はどのように計算されているのかということです。先日温暖化対策の会議に出席した時に、森林部分の報告を見ると、今も2050年度も二酸化炭素の吸収量が変わっていませんでした。なぜ変わらないのかということが論議になりましたが、皆さんよくわからないと。また、他の先生方から、二酸化炭素が多くなってくると、今木材がとても二酸化炭素を吸収しているという報告や、係数が変わってきたという報告もあり、その辺りがわかりません。森林環境税も使っていることですので、二酸化炭素の吸収量が増えているのか減っているのか、あるいはこれから増える予定があるのかということは、しっかり知りたいものですから、一度聞いてみたいと思いました。

(向井会長)

これはすぐには答えられないかもしれませんね。

(事務局) ※平井林政部次長

京都議定書の時だったと思いますけれども、国が世界に約束したのは、森林経営されている森林の面積、つまり間伐をしたところの二酸化炭素吸収量がこれだけなので、これだけの量を森林が吸収していますという国際協約の数値です。要するに、真に日本の森林が二酸化炭素をこれだけ吸収しているという実数値ではなく、経営されている森林はこれだけ二酸化炭素を吸収しているという協約に基づいた数値です。したがって、林野庁も全国に間伐面積の量を求めてきます。学問的な数値と、国際協約的な数値は分けて考えられた方がよいのかなということです。

(小林委員)

間伐面積が将来増えてくれば、二酸化炭素吸収量の換算は当然増えてくるということですよ。

(事務局) ※平井林政部次長

若い森林の間伐はそれなりに二酸化炭素の吸収量が多かったのですが、日本の山は全体的に人工林が高齢化しておりますので、高齢化した森林の間伐は前よりも吸収量が少ないという計算方法になっています。ですから、今はどれだけやっても昔ほどの吸収量のカウントはされません。

(小林委員)

京都議定書の3.2%どまりということですか。

(事務局) ※平井林政部次長

3.2%もいきません。2%いけばよいのではないかというところです。パリ協定では2%になっています。

(小林委員)

そうしますと、逆に言えば岐阜県で同じような吸収量が換算されているということは、それなりに間伐を増やしているということなのでしょうか。

(事務局) ※平井林政部次長

求められる間伐量を一生懸命に県として果たしているところです。ですからこの計画にありますような間伐の目標面積を達成しないと、今度のパリ協定の数値は達成されないということです。

(小林委員)

ぜひそういったことを説明してください。みんなわからないので、換算方法などがわかれば、森林の吸収量はみんながすごく頼りにしているところがあるので、そういったことをぜひ説明していただきたいです。ありがとうございました。

(事務局) ※荻巣林政部長

仰るとおりだと思いますので、次の機会に、しっかりとわかる資料の方を、提出させていただきます。宿題とさせていただいてよろしいですか。

(小林委員)

はい。

(中原委員)

最後にですが、今の温暖化の問題というのは非常に大事でよい所を突かれたと思います。2020年までの拘束期間というのは、我が国の吸収源で2.7%以上という書き方をしています。先ほど平井次長が仰ったように、次のクールのパリ協定では2%を森林吸収量で確保することになります。その二酸化炭素の量というのは、2030年度で2%が2,780万CO2トンになります。その間に我が国で45万ヘクタールの間伐をやって、2,780万CO2トンをやろうということになっています。ただその根拠はといっても、私もわかりません。

(向井会長)

ありがとうございました。まだご意見もあるかと思いますが、この会場の時間もございますので、本日の森林審議会はこれで閉会させていただきたいと思います。委員の皆様には長時間にわたって、本当に貴重なご意見をいただきましたこと、感謝いたします。それでは事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

(事務局) ※安達総括

向井会長には、長時間にわたり議事進行をお務めいただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、貴重なご意見、ご提言を賜りまして、ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

なお、既にご案内しましたとおり、第2回の森林審議会を12月22日に開催いたします。内容は第4期岐阜県森林づくり基本計画についてご意見をいただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

本日お配りいたしました資料でございますが、お持ち帰りいただいても結構でございますが、もし、ご不要ということでございましたら、事務局の方で回収・処分させていただきますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終わります。

本日はありがとうございました。

16時35分閉会